

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 1 0 月 2 5 日付けの児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法 9 条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

新型コロナウイルスの影響で急な残業が増えたことで普段は入らない臨時収入が 1 度あっただけで、今年の収入は下がることが確定している。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 5 年 6 月 9 日	諮問
令和 5 年 1 1 月 7 日	審議（第 8 3 回 第 1 部会）
令和 5 年 1 2 月 1 日	審議（第 8 4 回 第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件

法 4 条 1 項は、市長（特別区の区長を含む。）は、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給すると規定しており、同項 1 号は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合は、当該母としている。

(2) 支給金額

法 5 条 1 項は、手当は、月を単位として支給するものとし、令和 4 年 4 月以降の基本額は、同項、法 5 条の 2 第 1 項及び 3 項並びに児童扶養手当法施行令（令和 5 年政令第 1 1 3 号による改正前のもの。以下「法施行令」という。） 2 条の 2 第 1 項の規定により、43,070 円としている。

(3) 支給の制限

法 9 条 1 項は、手当は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したもの（以下、扶養親族等と同児童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 1 1 月から翌年の 1 0 月までは、政令で定めるところにより、

その全部又は一部を支給しないこととしている（以下「支給制限」という。）。

(4) 法 9 条 1 項の適用に関する政令の規定

ア 法施行令 2 条の 4 第 1 項の規定及び同項の表は、法 9 条 1 項に規定する政令で定める額は、扶養親族・扶養外児童が 1 人であるときは 870,000 円としている。

イ 法施行令 2 条の 4 第 2 項の規定及び同項の表は、扶養親族・扶養外児童が 1 人であって、同項に規定する所得が 2,300,000 円（1,920,000 円に扶養親族・扶養外児童 1 人につき 380,000 円を加算した額。全部支給制限開始所得額）以上である場合は、支給制限は、手当の全部について行うものとしている。

ウ 法 9 条 1 項に規定する所得について、法施行令 3 条 1 項本文は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他の都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令 4 条 1 項本文は、所得の額は、その年の 4 月 1 日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法 32 条 1 項に規定する総所得金額（所得税法 28 条 1 項に規定する給与所得を有する場合には、同条 2 項の規定により計算した金額から 100,000 円を控除して得た金額）等から 80,000 円を控除した額とするとしている。

(5) 現況届

児童扶養手当法施行規則（以下「法施行規則」という。） 4 条は、手当の受給者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額（法施行令 3 条及び 4 条の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書等の書類を添えて、毎年 8 月 1 日から同月 31 日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、法施行規則 26 条 7 項は、手当の支給機関は、これらの書類等により証明すべき事実を公簿

等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人の受給資格を認定して手当を支給していたところ、本件現況届及び公簿により、請求人の前年（令和3年）の所得について合計所得額が2,500,800円であり、同額から法施行令4条1項本文に規定する100,000円及び80,000円を控除した額が2,320,800円であること及び扶養親族・扶養外児童が1人であることを確認し、当該控除後の所得の額が全部支給制限開始所得額2,300,000円以上であったことから、手当の全部について支給制限を行う場合に該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人に対する手当を全部支給停止とする本件処分は、上記1の法令等の定めにもとづいたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人の年収の増加は、新型コロナウイルスによる一時的な臨時収入によるもので、今年の収入は下がることが確定していると主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、たとえ請求人の就業状況のような個別の事情が請求人にあつたとしても、手当は、受給資格を有する者の前年の所得に基づいて支給されるものであり（上記1・(3)）、本件処分が上記1の法令等の定めにもとづいて行われたと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹